

議案第48号

世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

上記の議案を提出する。

令和3年12月7日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例について、条例の施行期日を定める必要があるため、本案を提出する。

世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則

世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例(令
和2年3月世田谷区条例第23号)の施行期日は、令和3年12月20日とする。